

## 令和4年11月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月11日(金) 午後2時11分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
  - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
  - 議案第6号 小郡市農業振興地域計画の変更に伴う意見について(除外)
  - 議案第7号 小郡市農業振興地域計画の変更に伴う意見について(除外)
  - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
  - 報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について
4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好(欠席)	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二(欠席)
5. 会議に欠席した委員(2名)
6. 会議に出席した事務局職員(2名)

○会長 こんにちは。

総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

朝晩、少し寒くなって参りました。新型コロナウイルス感染症対策を行う上でも、体調管理には、十分ご注意をお願いいたします。

また、農作業では、大豆の収穫そして麦の播種など、忙しい時期が続きますが、そうした中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案7件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。なお、議席番号21番委員、24番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和4年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、8番 田籠 新 委員、9番 田中 善道 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、横隈地内の田1筆です。3条による無償移転で親族

間ではない贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は離農のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、寺福童地内の田14筆、福童地内の田1筆、合計15筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間での贈与のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いては了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1及び番号2は、同一案件ですので、一緒に説明します。

番号1及び番号2は、小郡地内で現況、露天駐車用となっている3筆です。令和4年4月総会において審議いただき、4月に県より許可が下りた案件です。

許可後から令和5年12月までの一時転用として、仮設事務所及び露天駐車場として許可されたものでしたが、今回、追加工事に伴い工期の延長が必要となったため変更の申請があったものです。

申請地は、西鉄天神大牟田線西鉄小郡駅を中心とする半径1キロメートル以内に位置しております。

(位置図で場所の説明)

西鉄小郡駅から概ね1キロメートル圏内に位置し、宅地化率40%以上がとれていることから、第2種農地となります。

また、今回の申請地の内、南側の筆は、上・下水道管が埋設されている市道に面しているほか、申請地から概ね500メートル以内に市立大原中学校、しらき歯科医院など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となります。

また、北側の第2種農地の部分についても、隣接地と同一の用途として利用することから、代替地の検討の必要は無いこととなります。

なお、上・下水道については、前面の市道内の上・下水道管へ接続するほか、雨水排水については、前面の市道側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

また、先月開催しました、地区会議におきましても、了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案書4ページ、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、10件を議題といたしますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされておりますので、議席番号23番委員につきましては、退席をお願いします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

(退室案内)

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、三沢地内の畑2筆です。一般個人住宅を建築するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、上・下水道管が埋設されている市道に面しているほか、

申請地から概ね500メートル以内に市立三国保育所、いわさき歯科医院など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となります。

なお、上・下水道については、西側の市道内の上・下水道管へ接続するほか、土地利用計画図に有りますように境界にコンクリートブロックを設置するほか、雨水排水については、溜桝を経由して、西側の市道側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2は、小郡地内の畑2筆です。

建築条件付きとして、宅地分譲するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、上・下水道管が埋設されている市道に面しているほか、申請地から概ね500メートル以内に市立東野小学校、本間病院など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となります。

なお、上・下水道については、南側の市道内の上・下水道管へ接続するほか、造成計画平面図に有りますように境界にコンクリートブロックを設置するほか、雨水排水については、北側の市道側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号3と議案書5ページ番号4から番号5は、同一案件のため、一緒に説明します。

申請地は、古飯地内の田4筆、畑1筆、合計5筆です。

露天資材置場とするため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、位置図に記載していますように、周囲が宅地等に囲まれた、小集団で生産性の低い農地であり、第2種農地となります。

雨水排水については、勾配を付けて、南側市道の側溝へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に番号6から議案書6、7ページの番号10までは、同一案件のため、一緒に説明します。

申請地は、三沢地内の田5筆です。

申請地の西側にある農業用水路を改修するために、露天資材置場として、一時転用するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、農振農用地、通称、青地と呼ばれる地域内であるため、一時転用となっています。

なお、雨水排水については、勾配を付けて、申請地外の田へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

以上、番号1から番号10まで、先月開催しました、地区会議におきましても、了承を頂いております。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。第3号議案について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可相当とし、意見書を付け、県に進達いたします。

○議長 それでは、議席番号23番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。

番号1は、下西鯨坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

離農のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、吹上地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入するものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、福童地内の田7筆、畑1筆、合計8筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入するものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書9ページ、番号4は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入するものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書10ページ、番号5は、横隈地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入するものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号6は、古飯地内の田1筆、畑1筆、合計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

離農のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いしますが、議席番号6番委員及び同8番委員に係る案件がございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号6番委員及び8番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回9月に受付しました利用権設定につきましては、再設定38件、新規45件、合計83件、また、期間借地につきましては、再設定6件、新規1件、合計7件の申請を受理いたしております。

なお、公告は11月15日付といたしております。

それぞれの内容については、別冊のとおりでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

なお、個別の内容につきましては、10月の地区会議において、各々担当の農業委員にご確認いただき、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会をお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認、利用権設定について、第3分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議席番号6番委員及び同8番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件を議案とします。

それでは、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件について、ご説明いたします。

まず、経緯を申し上げますと、転用事業者から農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

整理番号1は、令和4年3月の総会においてご審議いただいた案件ですが、申請地を拡張したい旨の申出が有り、土地利用計画の変更となるため、農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められているものです。

整理番号1は議案書12ページに有りますように、干潟地内の田16筆、畑3筆、吹上地内の畑14筆、原野1筆、合計34筆です。流通倉庫及び飲食店舗の建築のため、申請がされているものです。

今回の変更に伴うものは、吹上地内の畑1筆、原野1筆の合計2

筆です。面積は501平方メートルですが、計画変更（除外）に係る面積は合計で35,182平方メートルとなり、開発区域の総面積では66,590平方メートルとなっています。

（位置図で場所の説明）

農振農用地の除外後には、流通倉庫等を建築するとの申請になっております。

今回の申請地の農地区分は、県道久留米筑紫野線の東側に位置し、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

従って、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、県道の沿道の区域については第1種農地であっても、流通業務施設の設置が可能とされていることから、第1種農地の例外規定として、立地基準を満たすこととなります。

なお、開発予定地は大きく3つのブロックとなっていますが、水路の付け替え、改修を行うと共に、外周部には道路を新設・整備し、併せて、それぞれに調整池と緩衝帯としての緑地を設ける計画となっています。

汚水は接道する市道内又は県道内の公共下水道へ接続し、雨水排水については、調整池を経由して新設される水路へ排水する計画となっています。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議においても、了承をいただいております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。本案件について、同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は同意し、市に報告いたします。

○議長 次に、議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外3件を議案とします。  
それでは、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをご覧ください。  
議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外3件について、ご説明いたします。  
先程の議案第6号と同様に、それぞれの転用事業者から農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

整理番号1は、大保地内の畑3筆です。露天資材置場を設置するため申請があっているものです。

(位置図で場所の説明)

西鉄天神大牟田線大保駅から概ね1キロメートル以内の区域までは宅地化率40パーセントが確保できることから、申請地の農振変更後の農地区分は、第2種農地となります。

したがって、代替地検討などを行えば、立地基準は満たすこととなります。

次に、整理番号2は、三沢地内の畑1筆です。

露天資材置場を設置するため申請があっているものです。

(位置図で場所の説明)

西鉄天神大牟田線三沢駅から概ね500メートル以内の区域にあたるため、申請地の農振変更後の農地区分は、第2種農地となります。

また、東側の隣接地は同一の事業の用に供されているため、既存施設の拡張ともなり、立地基準を満たすこととなります。

次に、整理番号3は、上西鯨坂地内の田2筆です。  
農家住宅を建築するため申請があっているものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農振変更後の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地となりますが、申請地の周辺の状況から集落に接続すると考えられることから、立地基準は満たすこととなります。

以上、3件については、先月開催しました地区会議においても、了承をいただいております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、3件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。本案件について、同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号は同意し、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の14ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出14件につきまして報告いたします。

番号1は、光行地内の田1筆です。

借り主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号2は、光行地内の田7筆です。

借り主の都合により、合意解約されたものです。

次に、議案書15ページ番号3は、三沢地内の田2筆です。

貸し主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号4は、八坂地内の田1筆です。

借り主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号5は、八坂地内の田4筆です。

借り主に都合により、合意解約されたものです。

次に、議案書16ページ番号6は、三沢地内の田1筆です。

貸し主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号7は、下岩田地内の畑6筆です。

借り主の都合により、合意解約されたものです。

次に、議案書17ページ番号8は、大保地内の田1筆、干潟地内の田1筆です。貸し主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号9は、干潟地内の田1筆です。

借り主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号10は、二森地内の田1筆です。

借り主に都合により、合意解約されたものです。

次に、議案書18ページ番号11は、下岩田地内の田4筆、稻吉地内の田1筆、合計5筆です。

借り主に都合により、合意解約されたものです。

次に、番号12は、寺福童地内の田14筆、福童地内の田1筆、合計15筆です。

貸し主の都合により、合意解約されたものです。

次に、議案者20ページ番号13は、上西鯨坂地内の田2筆です。借り主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号14は、古飯地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。

自己用住宅の敷地拡張のため、届出が提出されたものです。

番号2は、三沢地内の田1筆です。

露天資材置場とするため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○事務局 次に、報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

議案書22ページ、23ページをご覧ください。

まず、農地所有適格法人について、ご説明いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

それでは、番号1について、報告いたします。

番号1は令和4年10月11日に、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたとこ

ろ、番号 1 については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項 3 件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和 4 年 1 1 月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日 (金) 午後 3 時 0 7 分閉会